

米子市掲示第16号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年7月6日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

米子市立図書館情報システム更新等業務委託に係る企画の提案

(2) 対象となる業務

米子市立図書館情報システム更新等業務（以下「本業務」という。）

なお、本業務の名称は、米子市立図書館情報システム更新業務及び米子市立図書館情報システム運用保守業務の総称である。

(3) 業務の委託期間

ア 米子市立図書館情報システム更新業務の委託期間

当該業務に係る契約締結の日から令和9年3月31日まで

イ 米子市立図書館情報システム運用保守業務の委託期間

本稼働日（上記アによる更新後のシステムを稼働させ図書館業務を開始する日をいう。以下同じ。）から5年間

なお、本稼働日は、令和9年3月1日とする。ただし、本業務の受託者と協議し、これを変更する場合がある。

2 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 仕様書に基づく業務を確実に履行することができる見込みがあること。
- (2) 公共図書館のシステムの構築及び保守に関する業務の処理に係る実績をこの公告の時点で有していること。なお、提案するシステムの開発ベンダーが本業務にも携わる場合は、当該開発ベンダーの実績を含めることができるものとする。
- (3) 米子市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 図書館業務に精通した技術者を自らの事業所に常駐させ、システム障害等の不測の事態に際して、迅速に現地での保守対応及び復旧支援を行うことができる体制を整えていること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(8) 下記6の(3)により参加表明書兼誓約書等を提出する時点において、米子市が課する税、料の滞納をしていないこと。

3 第1次審査

第1次審査として、参加申込者が上記2の参加資格を満たしているか確認し、当該参加資格を満たしていると認められる者を選出する。なお、参加資格を満たしていないと認められる参加申込者は失格とする。

4 第2次審査

第2次審査として、第1次審査により参加資格を満たしていると認められる者について、企画提案書等及びプレゼンテーションの評価を行う。

5 優秀案及び最優秀案の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に一つ又は複数の優秀案を選定する。また、優秀案に選定されたもののうちから、最も評価の高いものを最優秀案として選定する。なお、第2次審査の結果によっては、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続き等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号 683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市教育委員会事務局生涯学習課

電話番号 0859-23-5442

電子メールアドレス shogaku@city.yonago.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領の入手方法

プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年7月6日（月）から同年7月24日（金）までの間に米子市ホームページ（<https://www.city.yonago.lg.jp/48623.htm>）から入手すること。ただし、これによることができない者には、次により直接交付を行うことができる。

ア 直接交付の期間

令和8年7月6日（月）から同年7月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（最終日にあつては、正午）まで

イ 直接交付の場所 上記(1)の担当部署

(3) 参加表明書兼誓約書等の提出

ア 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づく参加表明書兼誓約書、過去における公共図書館システム構築・保守業務処理実績書及び市税等納付確認同意書を作成し、上記(1)の電子メールアドレス宛に提出すること。

イ 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時

(4) 提案書等の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき提案書等を作成し、上記(1)の電子メールアドレス宛に提出すること。

イ 提出期限

令和8年8月6日(木)午後5時

7 契約の締結

(1) 米子市立図書館情報システム更新業務に係る契約

上記5の第2次審査により選定された最優秀案を提案した者と契約の締結について交渉を行い、交渉が整った場合にその者と契約を締結する。なお、当該交渉が不調となった場合は、上記5の第2次審査により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、当該優秀案を提案した者と契約の締結について交渉を行う。

(2) 米子市立図書館情報システム運用保守業務に係る契約

上記(1)の契約を締結した者と別途協議し、協議が整った場合にその者と契約を締結する。

8 その他

プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のない事項は、実施要領によるものとする。